

串間市監査委員告示 第8号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、串間市長より監査の結果に係る改善措置の通知があったので、その結果を別紙のとおり公表します。

令和8年6月1日

串間市監査委員 田 中 良 嗣
串間市監査委員 福 留 成 人

1 1 0 - 6 1 6
令和8年5月29日

串間市監査委員 田中 良嗣 様
串間市監査委員 福留 成人 様

串間市長 武 田 浩 一

監査改善措置状況の提出について

令和6年8月16日付け串監第790号、同年12月23日付け串監第1488号、令和7年4月11日付け串監第63号、同年8月18日付け串監第769号、同年12月19日付け串監第1450号及び令和8年3月13日付け串監第1932号にて通知のありました市長から要求のあった監査の結果における指摘事項について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査改善措置状況の報告をいたします。

記

1. 監査の種類 地方自治法第199条第6項に規定する市長から要求のあった監査
2. 監査改善措置状況 別添のとおり

令和6年度及び令和7年度 市長の要求に基づく監査結果に関する意見における改善措置通知書

1. 入札の透明性の確保

(1) 発注基準の見直し

【 課等名： 財務課 】

主な意見等（要 望 事 項）	意見通知日	措置状況
<p>入札参加者等の指名において、指名回数のばらつきが見受けられるため更なる指名回数の公平性の確保に努められたい。</p> <p>「串間市建設工事等発注基準」において、業者選定にあたっては、地理的条件、地場産業振興等地域性を考慮して、原則として市内に主たる営業所等を有する業者を優先的に指名することとなっている。また、前年度、当該年度の市が発生する工事等の指名回数、落札回数及び落札金額や指名時の手持ち工事等についても勘案することとなっているが、市内の業者数が減少傾向にある状況において、基準の業者数の確保が、困難な場合もあると思料する。</p> <p>地場産業振興等に努めながら、より競争性が働きやすい業者選定について発注基準の見直し等についても検討されたい。</p>	R6.8.16	<p>発注基準においては、選定基準、選定制限を見直し、新たに『串間市建設工事等指名競争入札参加者の指名基準を定める要綱』を制定しました（令和7年4月施行）。</p> <p>その中で、選定基準については、施工地区（地域性）、受注実績、選定回数及び市貢献事業者等の基準を整理するとともに、選定制限についても、市税滞納者、親子会社等及び入札の連続辞退業者等の制限を整備するなど、明文化を図りました。</p> <p>また、入札不調や辞退については、入札情報検索システムにより、公表されている他自治体等の入札状況や業者情報の収集・把握に努めているほか、各事業者の辞退理由の整理及びデータ整備を行うとともに、電話による聴き取りにより詳細な情報把握を行うようにしました。</p>
<p>事業担当課とも連携し入札辞退の理由の分析や情報収集等に努め、その要因を明らかにし、今後の業者選定等に反映させるなどの取組を検討されたい。</p>	R6.8.16 R6.12.23 R7.4.11	
<p>同じ業者が複数の工事を落札しているケースが見られ、入札件数が多いこともあるが指名選定の対象となる業者数が少ないことや、入札事務の効率化を図る観点等から入札日を月に1回程度に集約していることに起因しているものと思われる。</p> <p>同じ入札日の複数の工事の指名において、同一の指名組や同じ業者を選定せざるをえない状況もある程度は理解できるが、現行のままでは今後も同様のケースが起きる可能性は否めないことから、地場産業振興等地域性を考慮しつつも特に年度の早い段階などにおいては、その対策や改善等が必要ではないかと思料する。</p> <p>指名業者の事務局選定案を作成する際には、指名業者の選定や手持ち工事等を勘案し指名選定を見送る場合においても事務局裁量の余地が極力少なくなるよう、より明確な選定基準等が必要ではないかと思料する。</p>	R6.12.23	

1. 入札の透明性の確保
 (1) 発注基準の見直し

【 課等名： 財務課 】

主な意見等（要望事項）	意見通知日	措置状況
<p>指名業者の選定理由として「基準ランクすべての業者」としている案件が複数見受けられる。指名業者数を発注基準数以上に増やすことは、入札時間や事務量の増加が見込まれるが、指名選定時の判断が容易となるとともに競争性が増し、より公平公正な入札につながるものと考ええる。</p>	R7.4.11	
<p>災害復旧工事を「市貢献事業」として位置づけて行った入札がある。これは一般的に利益率が低いとされる災害復旧工事を受注した事業者に対して、次年度以降の等級格付（ランク付け）や指名選定時に貢献度を反映させるなど、本年度からの新たな取組となっている。「市貢献事業」として明記し公表することで、事業者にやり甲斐や受注を促すとともに地場産業振興等地域性を勘案したものとなっている。</p>	R7.8.18	
<p>指名競争入札においては、特に業務委託において辞退者が多い案件が見受けられる。このことは一般的に競争原理が働きにくくなるばかりか、入札不調も危惧される場所であるため、指名業者選定にあたっては的確な情報収集を行うなど、より辞退者が少なくなるよう努められたい。</p>		
<p>「市貢献事業」とした災害復旧工事の入札において、指名した全6者が見積不採算等の理由により辞退し不調となっている。しかしながら、その後に事業担当課が実施した同じ予定価格での3者見積りの随意契約において、落札となっている。このことは指名業者の選定によっては、1回目の指名競争入札で完了したのではないかとも考えられるところであり、指名業者の選定に当っては熟慮する必要があると思料する。</p>	R7.12.19	

(2) 予定価格の公表方法の検証

【 課等名： 財務課 】

主な意見等（要 望 事 項）	意見通知日	措置状況
<p>試行的に「予定価格事後公表」の入札を工事で3件（平均落札率93.86%）、全体で6件（平均落札率93.08%）実施している。結果を見ると、6件とも入札不調はなく2件については予定価格の89%以下（平均87.06%）で落札されているが、後の4件については93%以上（平均96.10%）での落札となっている。落札率にはバラツキがあり工事等の種別によっても落札率の傾向は異なるが、今回の結果からは予定価格を事後公表にすることで落札率が下がるとは一概に評価することはできない。一方、予定価格を事後公表にしたことで予定価格超過者が延22者と必然的に多くなっている。また、予定価格以内での入札が1者のみの案件や予定価格を超過する金額の幅が大きい案件も見受けられるため「予定価格事後公表」の入札に係る設計・仕様内容等の周知については、十分検討する必要があると思料する。</p>	<p>R7.8.18</p>	<p>予定価格の公表方法を検証した結果、事前公表を原則とし、市単独事業であることや災害復旧事業でないことなどを条件に、一部、事後公表による入札も実施する方針としました（令和8年4月実施）。</p> <p>また、予定価格の事後公表を行う場合には、参考見積を複数の事業者から徴取していることの確認や、設計書及び仕様内容等の精査を行い、不落・不調の発生防止を図ることとしました。</p>
<p>予定価格事後公表の入札の場合は、参考見積を徴取する事業者は1者のみではなく、複数の事業者からの徴取が望ましいのではないかと思料する。</p>	<p>R7.12.19</p>	
<p>予定価格の事後公表の入札は4件となっており、事前公表の入札と比較すると落札率は低くなっているものの、工事種別によっては落札率が異なることから、今後も、引き続き分析・検証を行う必要があると思われる。</p>		

2. 入札・契約事務の体制強化

(1) 入札・契約事務の体制強化

【 課等名： 財務課 】

主な意見等（要望事項）	意見通知日	措置状況
<p>談合情報事案については該当がないとのことであるが、事案が発生した場合に備え、串間市談合情報対応マニュアル及び談合防止フローチャートの内容確認や見直し等についても適宜実施されたい。</p>	R6.8.16	<p>入札・契約事務の体制を強化するため、入札・契約事務に特化した「入札・契約係」を新設しました（令和6年4月設置）。</p> <p>また、具体的な入札・契約の事務執行に関するマニュアルとして、『指名競争入札事務マニュアル（令和7年3月31日策定）』及び『入札執行マニュアル（令和7年3月31日策定）』を整備し、業務分担の明確化、事務処理のルール化及びチェック体制の強化等により、関係職員の共通認識の形成を図りました。</p> <p>入札・契約に関する公表内容については、更なる透明性を確保するため、市公式サイトを活用し、入札結果の公表を開始しました（令和6年11月開始）。</p>
<p>入札・開札等の事務の執行については「串間市財務規則」第113条及び第113条の2の規定に基づき、適正に処理され開札調書が作成されている。なお、具体的な事務の執行等についての明確なマニュアル等がないとのことであるため、入札業務マニュアル等の整備に努められたい。</p>		
<p>本市の年間の工事発注計画書の公表については「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第7条及び同法施行令第5条の規定に基づき、市庁舎掲示板で告示し市公式サイトへの掲載及び財務課内での閲覧により適正に処理されている。なお、入札結果等の公表については、現在、新聞社等への情報提供のみとなっており、市の公式サイト等を活用するなど更なる透明性の確保に努められたい。</p>		

3. 入札制度の見直し

(1) 一般競争入札を含めた入札制度の検討

【 課等名： 財務課 】

主な意見等（要望事項）	意見通知日	措置状況
<p>「条件付一般競争入札」を試行的に4件実施しており、いずれも指名競争入札とした場合の基準以上の入札参加者数が確保されている。</p> <p>落札率については1件が予定価格の84.00%だったが、後の3件は予定価格の97%以上での落札となり、4件の平均落札率については94.50%となった。そのため今回の結果からは「条件付一般競争入札」によって落札率が下がるとは一概に評価することはできない。</p> <p>また、「条件付一般競争入札」では事後審査型を採用し落札者を決定しているが、公告（通知日）から契約までの期間が、指名競争入札では1か月以内であるのに対し平均40日と長くなっている。</p>	<p>R7.8.18</p>	<p>一般競争入札においては、入札参加条件、対象工事の予定価格を以下のとおり整理し、新たに『串間市条件付一般競争入札（事後審査型）実施要綱』を制定し、市公式サイトにて公表しました（令和8年4月施行）。</p> <p>≪入札参加条件≫ 原則、市内に主たる営業所等を有する事業者（ただし、市内業者が少数の場合、又は、特殊な工事である等の理由により、市内業者のみで競争性が確保できない場合は、市外業者を入札に参加させることができる。）</p> <p>≪対象工事の予定価格≫ 原則3千万円以上 ※ただし、 管工事（水道指定店）は、原則1千5百万円以上 解体工事は、原則1千万円以上</p>
<p>4月に執行した特殊な業務委託に関しては、実際に入札に参加する複数の事業者を指名選定することが難しいのではないかと、本来は一般競争入札等で実施すべき案件ではないかと思料する。</p>		<p>R7.12.19</p>
<p>条件付一般競争入札予定分を公告後、入札を中止し、再度条件付一般競争入札で実施している案件がある。これは、入札公告後に事業担当課から設計等を再度精査したいとの申出があり、協議の結果、入札を延期したものであり、法改正による設計変更ではあるが、事業者の負担増や入札事務量等の増加、市民や事業者への誤解を招く恐れもあるため、事業担当課は、入札依頼をする前に法改正等の確認、情報収集を行い、設計等については十分精査すべきであると思料する。</p> <p>条件付一般競争入札において、事後審査型を採用し落札者を決定しているが、公告（通知日）から契約までの期間が1ヶ月前後となっている。以前の条件付一般競争入札より期間が短縮されており評価できるものである。</p>		

3. 入札制度の見直し

(1) 一般競争入札を含めた入札制度の検討

【 課等名： 財務課 】

主な意見等（要望事項）	意見通知日	措置状況
<p>一般競争入札を含めた入札制度の検討については令和7年5月から試行を開始し、入札結果等の分析及び検証を行ってきたところである。その結果を踏まえ、市の実情に応じた一般競争入札の運用に必要な条件の整備を進め、新発注基準と要綱案との整合性について検討を行ってきたものである。一方、適用範囲（工種、分類）等の要綱の制定については、年度末を目途に手続きを進めているとのことである。制定後は速やかに公式サイト及び広報誌等を通じ周知を図り、次年度からの入札が円滑に移行できるよう努められたい。</p>	R8.3.18	
<p>条件付一般競争入札において、入札不調が1件ある。これは、入札参加申込が7者からあったものの、入札参加申込期限後に、全ての業者が再度検討した結果、工期内完了が困難等の理由により辞退している。</p> <p>これは、年度内完了が困難であるため繰越事業として、年度を跨ぐ工期を設定しているが、受注者側においては、現時点での手持ち工事の状況や技術者の確保が困難となる傾向にあることが入札不調等の要因となっているものと思料する。</p> <p>このことから、当該工事については、再度、条件付一般競争入札を実施しているが、工事期間及び事業内容に変更はなく、設計単価の見直しに伴い設計額に変更が生じたものであるとのことである。参加要件については、格付要件区分を「土木工事A級」から「土木工事A・B級」と拡充し、あわせて余裕のある工期設定としたことにより入札に参加可能となる事業者の範囲が広がり、競争性が確保されたものと思料する。</p>	R8.3.18	
<p>今回の「条件付一般競争入札」においても事後審査型を採用し落札者を決定しているが、公告（通知日）から契約までの期間が概ね1ヶ月程度となっていることから、引き続き円滑な執行となるよう入札及び契約事務に努められたい。</p>		

4. 入札方法の見直し

(1) 電子入札の導入

【 課等名： 財務課 】

主な意見等（要望事項）	意見通知日	措置状況
<p>電子入札の導入については、システム導入が完了したことからテスト入札を検討したが（令和8年1月以降に土木Aランク業者を対象に実施予定）実施には至っていないとのことである。</p> <p>電子入札システムについては、宮崎県が提供するシステムの動作確認を行い、令和8年4月以降にテスト入札を実施する予定である。本件は次年度に向けて検討すべき課題であり、円滑な実施に向けた体制整備に努められたい。</p>	R8.3.18	<p>電子入札の実施に取り組むため、宮崎県の電子入札システムを導入しました（令和7年10月導入）。</p> <p>令和8年度より、順次、実施してまいります。</p>

5. 入札・契約制度等改革全般に関する意見

【 課等名： 財務課 】

主な意見等（要 望 事 項）	意見通知日	措置状況
<p>「串間市建設工事等発注基準」については内規であるため、入札方法の決定根拠としては弱いのではないかと史料する。</p> <p>今後、方針を定め規程等を整備するとのことであるため、これらの改善も含め一般競争入札や条件付き一般競争入札など、他の入札等の方法についても検討されたい。</p>	R6.8.16	<p>「入札・契約制度等改革に係る取組方針」に基づく取組については、令和8年3月までに、すべての取組方針の見直し完成了しました。</p> <p>今後も、より公正で透明性の高い入札・契約制度の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。</p>
<p>入札制度等の改革の趣旨は、本市が発注する公共工事等における入札・契約制度の適正化を図ることであり落札率を下げることを目的ではない。市民や事業者等に疑念を持たれないよう透明性を確保することである。今後も「入札・契約制度等改革に係る取組方針」に基づき、適宜改善等の見直しを図るなど、地場産業振興等地域性にも考慮しつつ公平公正でより透明性の高い入札・契約制度となることを強く望むものである。</p>	R7.8.18	
<p>予定価格の公表方法についての方針決定の時期については、これまで令和7年9月としていたが入札等監視委員会の意見を聴取し令和8年1月に決定していくとのことである。</p> <p>「一般競争入札を含めた入札制度の検討」については、令和7年10月においても条件付一般競争入札を試行中であり、現在も入札結果等の分析・検証を進めているとのことである。</p> <p>「電子入札の導入」については、令和7年10月から電子入札システムの使用は可能となっているが、電子入札に参加するためにはパソコンの環境設定や利用者登録が必須となることから、すべての業種において電子入札とするのではなく、順次、導入を進めていくとのことである。</p> <p>「入札・契約制度等改革に係る取組方針」に基づく取組の進捗状況については、一部に遅れはあるものの概ね計画どおりに進められている。</p>	R7.12.19	
<p>今後も「入札・契約制度等改革に係る取組方針」に基づき、適宜改善等の見直しを図るなど、地場産業振興等地域性にも考慮しつつ、公平公正でより透明性の高い入札・契約制度となることを強く望むものである。</p>		

5. 入札・契約制度等改革全般に関する意見

【 課等名： 財務課 】

主な意見等（要 望 事 項）	意見通知日	措置状況
<p>入札の透明性の確保を図るため、予定価格事後公表及び条件付一般競争入札を導入し実施してきたが、入札率については高止まりの傾向となっている。入札制度等の改革の趣旨は、本市が発注する公共工事等における入札・契約制度の適正化を図ることであり、落札率を下げる事が目的ではない。適正な積算に基づく予定価格の設定を行うとともに、市民や事業者等に疑念を持たれないよう透明性及び公平性の確保に引き続き努められたい。</p>	R8.3.18	
<p>「入札・契約制度等改革に係る取組方針」に基づき、適宜改善や見直しを行い、地場産業振興等地域性にも考慮しつつ公平、公正でより透明性の高い入札・契約制度の構築に努めてきたことは評価できる。</p> <p>今後においても、入札等監視委員会の意見等を参考に、入札及び契約事務に係る透明性及び公正性の一層の確保に向け、適正な事務執行が図られるよう取り組まれたい。</p>		

6. その他（提言以外の事項）

【 課等名： 財務課 】

意見（要望事項）	意見通知日	措置状況
<p>令和6年度及び令和7年度の指名競争入札参加者の業種別等級格付けについては、等級格付基準等に基づき財務課で格付け（案）の作成・決定後、資格審査会の審査を経て、指名競争入札参加資格認定通知を行うとともに「適正化法」（「公共工事の入札及契約の適正化の促進に関する法律」）第8条に基づき、令和6年度及び令和7年度業者別等級（ランク）格付表として公表されている。</p> <p>適正に処理されているが、一部業者の等級格付については説明を受けないと分かりにくいものも見受けられるため、より明確な等級格付基準等の整備に努められたい。</p>	R6.8.16	<p>●等級格付（ランク付け）</p> <p>他自治体の取組等を参考にしつつ、市独自で設定した評点を設けるなど、等級格付の評価・決定の数値化・見える化を図り、令和7年度末に「串間市指名競争入札参加資格の審査及び等級格付に関する方針」を定めました。</p> <p>また、解体工事の等級格付等につきましては、建設業団体等の意見や他自治体の取組を参考とし、新たに等級を設けました。</p>
<p>施設等の解体工事等については、業種が「その他工事」として区分されており基準がなく等級格付（ランク付け）がされていない。近年、解体工事等が増えている状況であるため、選定基準（ランク付け等）を設けて指名選定等を行うべきではないかと思料する。</p>	R7.4.11	
<p>必要額以上の収入印紙の貼付が数件見受けられる。契約書の作成・締結にあたっては、記載漏れや不備等がないよう指導や書類確認の徹底に努められたい。</p>	R6.8.16 R6.12.23 R7.12.19 R8.3.18	<p>●事務手続き</p> <p>収入印紙に係る国の軽減措置及び入札・契約の様式については、事業者への周知を図り、入札・契約手続の適正な運用に努めるよう確認及び指導を行いました。</p>
<p>これまでの指名状況や手持ち工事等を勘案するなど、適正に指名業者の選定が行われている。なお、発注した工事等については、事業担当課等において工期内に完成できるよう進捗管理等の徹底に努められたい。</p>	R6.12.23	<p>また、工事等の工期設定や進捗管理、市内の事業者からの参考見積徴取、議決案件となる契約については、事業担当課と情報共有を図った上で、確認及び指導を行いながら、関係手続の適時・適切な執行に努めました。</p>
<p>複数の工事請負契約書において、工期が3月31日までのものが見受けられる。工事の完成検査の完了までを含めて3月末としているようであるが、工事等の工期においては、年度末までではなく少なくとも1週間程度の余裕を持って設定すべきではないかと思料する。</p>	R7.4.11	<p>入札・契約事務については、書類の確認及び審査等における課内の二重チェック体制を構築し、その強化に努めるとともに、契約保証金の免除や設計金額の積算における労務単価等の適正についても確認を行うなど、入札から契約事務に至る一連の事務を適正に執行しました。</p>

6. その他（提言以外の事項）

【 課等名： 財務課 】

意見（要望事項）	意見通知日	措置状況
<p>工事請負の契約保証金の免除において、串間市財務規則123条第1項第3号を適用している契約が見受けられる。この場合の免除の条件は「契約の相手方が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」となっているが、過去に同等の工事請負実績があったとしても、それ以外の部分の判断等が不明確であるため、特に金額の大きい契約等については、安易に適用すべきではないと思料する。</p>	R7.4.11	
<p>最新の労務単価や資材高騰等を適切に捉え設計金額の精査に努められたい。</p>		
<p>市外の事業者から参考見積を徴取し指名業者として選定している入札が見受けられるが、市内の事業者で出来る工事等については、市内の事業者から参考見積を徴取すべきではないかと思料する。</p>		
<p>入札後の契約事務において、契約書に記載された工事場所の住所（地番）が入札公告に記載された住所と相違していた事例や、入札内訳書の金額と請負代金内訳書の工事内訳金額が一致していない事例が確認された。入札から契約事務に至る一連の事務は所管課の責務であると思料することから、契約内容の整合性確認を含めたチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努められたい。</p>	R8.3.18	
<p>条件付一般競争入札において、入札公告時に「入札書」の様式を明示して公表しているにもかかわらず、指定様式とは異なる入札書が使用されている。入札手続の適正な運用を損なうおそれがあることから、今後は公告内容を十分確認のうえ指定様式による入札を徹底されたい。</p>		
<p>2月入札分の条件付一般競争入札において、受注者との仮契約が締結され、3月議会における議決案件として提出されている。議決案件となる契約については、入札結果を踏まえた契約事務を適正に進める必要があることから、今後においても、関係手続の適時・適切な執行に努められたい。</p>		

6. その他（提言以外の事項）

【 課等名： 財務課 】

意見（要望事項）	意見通知日	措置状況
<p>10月入札分の条件付一般競争入札において、入札不調が1件ある。これは、入札参加申込が7者からあったものの、その後、入札参加申込の取下げが2者からあり、入札参加承認後、残り全ての5者が再度検討した結果、工期内完成が困難との理由により辞退している。</p> <p>現在、工事等建設現場においても働き方改革等により、余裕のある工期を確保する傾向にあるため、このことは事業担当課の入札依頼の遅れが要因ではないかと思料する。</p>	R7.12.19	
<p>10月入札分において、入札が中止となったものが1件あり、同月に再度指名競争入札を実施している。これは、指名業者の質疑により予定価格算定の錯誤があることが判明したため入札を中止したものであるが、事業者の負担増や入札事務量等の増加、市民や事業者への誤解を招く恐れもあるため、事業担当課は、入札依頼をする前に設計等について十分精査すべきであると思料する。</p>		